

(別紙2)

国保匠瑳市民病院建替整備工事に関するパートナーシップ協定書

国保匠瑳市民病院建替整備工事に関して、国保匠瑳市民病院（以下「発注者」という。）と特定非営利活動法人健康都市活動支援機構（以下「発注支援者」という。）と株式会社横河建築設計事務所（以下「設計者」という。）と〇〇〇〇（以下「施工予定者」という。）は、以下のとおりパートナーシップ協定（以下「本協定」という。）を締結する。

(本協定の目的)

第1条 本協定は、建替整備工事における発注者が実施した国保匠瑳市民病院建替整備実施設計技術協力事業者（施工予定者）選定公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）において、施工予定者の技術提案書等を選定したことを確認し、予定どおりに工事を完了させるため、発注者、発注支援者、設計者及び施工予定者が協力して、発注者と設計者が別途契約する「国保匠瑳市民病院建替整備 実施設計等業務委託」及び、発注者と施工予定者が別途契約する「国保匠瑳市民病院建替整備実施設計技術協力業務」における技術協力に基づく実施設計を円滑に完成させる上で、必要な事項を定めることを目的とする。

(関係者間の調整, 協力)

第2条 本設計の実施に係る発注者、発注支援者、設計者及び施工予定者間の調整は、発注者及び発注支援者（以下「発注者等」という。）が行う。

2 発注者等が行う調整に対し、設計者及び施工予定者は、真摯に対応し、協力する。

3 発注者等、設計者及び施工予定者は、本協定の目的を達成するうえで採用すべき技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を下げないでコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）の技術的・経済的課題を検討するため、三者協議会を設置する。なお、三者協議会とは、発注者等、設計者及び施工予定者の三者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

4 第1項に規定する調整は、発注者が主催する三者協議会において、発注者等が、設計者及び施工予定者からの意見を踏まえた上で、関係者間の調整を行う。

(三者協議会の役割, 責任)

第3条 三者協議会の役割、責任は（別紙3）国保匠瑳市民病院建替整備実施設計技術協力業務実施設計段階役割分担表による。

2 完成した実施設計の設計責任は、設計者が負うものとする。ただし、施工予定者から提案され発注者等により採用されたVE提案を実施設計に反映させる等のため、施工予定者が確認申請上のその他の設計者となった場合は、施工予定者も実施設計への関与度合いに応じた設計責任を負うものとする。

(実施設計における技術協力等)

第4条 施工予定者は、本協定の目的を達成するため、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びV E提案に限らず、更なる技術的提案及び経済的提案に努めるものとする。

2 設計者は、本プロポーザル時において施工予定者から提案され発注者により採用された技術提案及びV E提案だけでなく、実施設計段階における施工予定者からの更なる技術的提案及び経済的提案の技術検証、コスト検証を行うとともに、本協定の目的を達成するため更なる技術的提案及び経済的提案を行うものとする。

(合意金額)

第5条 発注者と施工予定者において合意した工事費（以下「合意金額」という。）は、下記のとおりとする。合意金額は、建替整備工事における工事費の上限となる。

合意金額 〇〇,〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）

(有効期限)

第6条 本協定は、本協定の締結日から工事請負契約締結日の前日までとする。

(その他)

第7条 本協定書に定めのない事項については、必要に応じて発注者、発注支援者、設計者及び施工予定者が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書4通を作成し、発注者、発注支援者、設計者及び施工予定者が記名押印の上、各1通を保有する。

年 月 日

発注者

千葉県匝瑳市八日市場イ 1304
国保匝瑳市民病院
匝瑳市病院事業管理者 菊地 紀夫

発注支援者

千葉縣市川市高石神 3 3 - 2 0
特定非営利活動法人健康都市活動支援機構
理事長 千葉 光行

設計者

東京都品川区上大崎 2-25-2 新目黒東急ビル
株式会社 横河建築設計事務所
代表取締役社長 長浦 雅人

施工予定者

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇
〇〇〇〇 〇〇〇〇